

「定員実額制」の導入と戦後義務教育財政システムの確立

学校開発政策コース 植竹 丘

On the introduction of “Capacity fixed amount system”
and the establishment of postwar system of fiscal aspects of compulsory education

Takashi UETAKE

This paper analyzes the introduction of “Capacity fixed amount system” in 1964. It is established by the revision of “the Law Concerning Class-Size and the Standard of the Number of School Personnel in Public Compulsory Education Schools” in 1963 and a government ordinance of the calculate limit in 1964. And it is evaluated as the establishment of postwar system of fiscal aspects of compulsory education.

目次

1. はじめに：問題関心と課題設定
 2. 「定員実額制」導入の政治過程
 - A. 第一次改善計画の終了と義務教育標準法改正の準備
 - (1) 文部省による第二次改善計画への着手
 - (2) 義務教育標準法改正法案の立法準備
 - B. 第43・44・45回国会における義務教育標準法の改正と限度政令の改正
 - (1) 第43通常国会・第44臨時国会
 - (2) 第45特別国会
 - (3) 限度政令の改正と「戦後義務教育財政システム」の確立
 3. おわりに
-
1. はじめに：問題関心と課題設定

本稿は、戦後義務教育財政¹⁾システムがどのような機能を有するものとして構想されたのかを、特にその「算定方法」の側面から明らかにし、同時に、制度の形成・変容過程の分析を通じて戦後義務教育財政システムの歴史的意味の再構成を行なう上での手がかりを得ようとするものである²⁾。

ここで「戦後義務教育財政システム」とは、戦後数十年にわたって「安定」³⁾してきた義務教育財政システムを指すが、それは必ずしも「立法」を意味しない。すなわち、立法されることが即制度の「安定」をもたらすとは限らないということである。本稿で扱う義務教育費国庫負担法（昭和27年）と義務教育標準法（昭

和33年）を例にとれば、当初「実員実額」負担であったものが、「義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令」（以下「限度政令」）の公布（昭和28年）によって、地方交付税の不交付団体（富裕団体）に対しては「定員定額」負担とした。その後、限度政令を改正し、富裕団体以外も義務教育標準法で算定された総数を上限とする「定員実額」負担となる（昭和39年）。従って、その後40年にわたって「安定」し、総額裁量制の導入（平成16年）にあたって改編の対象となったのは、昭和39年に「上限」となった義務教育標準法なのである。

昭和38年の義務教育標準法の改正及び昭和39年の限度政令の改正については、立法に研究上の問題関心を寄せてきた偏りを反映してか、これまでほとんど注目されておらず、管見の限りでは「現実の事後承認」⁴⁾という程度の言及にとどまるか、定員実額制の導入前後を区別せずに義務教育標準法を評価するもの⁵⁾がある程度である。しかし、「安定してきた制度の改廃」について何らかの示唆を得ようとするならば、その後「安定」をもたらすこととなった改正や運用の変更こそが検討に値すると思われる。本稿が昭和38年12月の義務教育標準法の改正と昭和39年9月の限度政令の改正に着目するのはそのためである。

既に述べたように、昭和39年の「定員実額制」の導入は、義務教育費国庫負担法と義務教育標準法の立法者意思及び制定当初の運用方針の転換を伴っていた。それは「実員実額」を算定の基調とし、実支出額の二分の一負担を行うか否かという点である。だが、この「実支出額の二分の一負担」については、当初からそ

の限界が指摘されていた。例えば、大蔵省で文部省担当の主計官だった相澤英之は、

義務教育の教職員の給与費については、その実支出額の二分の一が国から確実に保障されている点において、他の幾多の補助負担金制度の中でも最も安定しかつ優遇された制度となっている。それだけに都道府県の財政力が許す限りにおいて伸びる傾向をもち易いのであって、目下のところまだ顕著には現れていないが、このような点も、貧富団体間における義務教育教職員の定数配置、給与水準に少なからぬ格差を生ずる原因となっていると思われるのである⁶⁾。

と述べ、「実支出額の二分の一負担」としたことによって県間格差が生じていることを指摘する。同様の指摘は、文部省の内部からも発されていた。後に義務教育標準法の制定に大きく関わることとなる佐藤三樹太郎は、義務教育費国庫負担法制定直後の時点の論考で次のように述べる。

国としてもこれ（実支出負担主義＝引用者）を不動の文教政策と考えてゆかなければならないが、一方地方団体としてもこの制度の存続を希望するかぎりにおいては、自ら戒めるところがなければならないであろう。というのは毎年度の国庫負担金額を決定するのは、最終的には各地方団体の実支出額である。したがって各都道府県が予算編成ならびに予算執行について合理的、効率的な態度をとらず、国庫依存本位の態度でゆけばその支出がいたづらに膨張を重ねることとなり、これでは国の財政負担にも早晚限界がくること必至である。さらにこれを地域的にいっても、ある地方だけが他との均衡を破って奔放な支出を強行すれば、これは弱肉強食的な国庫負担制度となるであろう⁷⁾。

本稿で扱う昭和38年12月の義務教育標準法の改正及び昭和39年9月の限度政令の改正は、これらの「予言」が実現する過程として捉えられる。次章では、当初の運用方針であった「実員実額」制がどのようなプロセスを辿り、いかなる要因によって「定員実額」制として運用されるに至ったのかを検討する。

2. 「定員実額制」導入の政治過程

A. 第一次改善計画の終了と義務教育標準法改正の準備

(1) 文部省による第二次改善計画への着手

第一次改善計画の目標とした50人学級編制がほぼ達成された（次ページ表参照）ものの、会計課長（当時）の安嶋彌が「世界の水準から見ても、必ずしも満足すべきものではない」と述べていたように、文部省としても、それに満足しているわけではなかった。第一次改善計画が昭和38年度で終了することを見越した文部省は、遅くとも昭和37年3月頃には、第二次改善計画の検討を始めていた。この時点では、昭和37年度から42年度の間には366万人とも言われる⁸⁾児童・生徒数の減少が予想される中で、学級規模の縮小と教員の充足のどちらに重点を置くかが最大の問題であった¹⁰⁾。

文部省が第二次改善計画に着手するのと並行して、関係団体も決議を行っている。全国連合小学校長会は5月29日に総会を開き、1学級の定員を40人することを要望した¹¹⁾。都道府県教育長協議会と同委員長協議会も同年9月に総会を開き、①単式学級編制の基準を毎年一人ずつ減じ、5年後に一学級45人以下を実現させること、②教員・事務職員・養護教員の増員により、小中学校教員の受け持ち時間を低減すること、等を含んだ改正要望を出している¹²⁾。

上述のように、学級規模の縮小と教員の充足を、それぞれの程度実現するかが最大の問題であり、関係団体の見解も別れていた。だが文部省としては、1学級40人という標準を理想であり望ましいとしながらも、昭和37年10月頃には、1学級40人を実現すれば、児童・生徒減少期であるにも関わらず、校舎を増築せねばならない等の理由から、まずは1学級45人を実現させる方向で検討を始めていた¹³⁾。

第一次改善計画の終了を見越した改正の準備作業は、学級編制や教職員配当についての文部省の見解だけではなく、それが義務教育費国庫負担金と地方交付税交付金の算定に用いられているところから、他省庁の姿勢も影響を及ぼすことは言うまでもない。この段階での他省庁の「算定方式」についての認識を参照しておきたい。

地方交付税については、①昭和38年度に義務教育標準法の暫定標準が本法の標準と一致する、②標準を上回る教職員を配置している府県と標準通りの県との不合理を解消する、などの理由から、自治省は昭和38年

表

都道府県名	小学校単式学級編制基準 (1962~1966)					都道府県名	中学校単式学級編制基準 (1962~1966)				
	1962 (S37)	1963 (S38)	1964 (S39)	1965 (S40)	1966 (S41)		1962 (S37)	1963 (S38)	1964 (S39)	1965 (S40)	1966 (S41)
暫定標準	54	50	49	48	47	暫定標準	52	50	49	48	47
北海道	55	50	49	48	47	北海道	54	52	49	48	47
青森	54	50	50	48	47	青森	52	50	50	48	47
岩手	54	50	49	48	47	岩手	52	50	49	48	47
宮城	54	50	49	48	47	宮城	52	52	49	48	47
秋田	54	50	49	48	47	秋田	52	50	49	48	47
山形	54	50	49	48	47	山形	52	50	49	48	47
福島	54	50	49	48	47	福島	52	50	49	48	47
茨城	54	50	49	48	47	茨城	52	50	49	48	47
栃木	54	50	49	48	47	栃木	52	50	49	48	47
群馬	54.52(1~3)	50	49	48	47	群馬	52	50	49	48	47
埼玉	54	50	49	48	47	埼玉	52	50	49	48	47
千葉	53	50	49	48	47	千葉	51	50	49	48	47
東京	54	50	49	48	47	東京	52	50	49	48	47
神奈川	52	50	49	48	47	神奈川	50	50	49	48	47
新潟	54	50	49	48	47	新潟	52	50	49	48	47
富山	54	50	49	48	47	富山	52	50	49	48	47
石川	54	50	49	48	47	石川	53	50	49	48	47
福井	54	50	49	48	47	福井	52	50	49	48	47
山梨	54	50	49	48	47	山梨	52	50	49	48	47
長野	50	50	49	48	47	長野	50	50	49	48	47
岐阜	54	50	49	48	47	岐阜	52	50	49	48	47
静岡	54	50	49	48	47	静岡	52	50	49	48	47
愛知	54	50	49	48	47	愛知	52	50	49	48	47
三重	54	50	49	48	47	三重	52	50	49	48	47
滋賀	50	50	49	48	47	滋賀	50	50	49	48	47
京都	50	50	49	48	47	京都	52	50	49	48	47
大阪	51	50	49	48	47	大阪	52	50	48	47	46
兵庫	50	50	49	48	47	兵庫	53	50	49	48	47
奈良	54	50	49	48	47	奈良	52	50	49	48	47
和歌山	53	50	49	48	47	和歌山	52	50	49	48	47
鳥取	54.52(1,2)	50	49	48	47	鳥取	52	50	49	48	47
島根	54.50(1,2)	50	49	48	47	島根	52	50	49	48	47
岡山	50	50	49	48	47	岡山	52	50	49	48	47
広島	52.50(1~3)	50	49	48.47(1,2)	47.46(1)	広島	52	50	49	48.47(1)	47.46(1)
山口	54.50(1,2)	50	49	48	47	山口	53	50	49	48	47
徳島	54	50	49	48	47	徳島	52	50	49	48	47
香川	54	50	49	48	47	香川	52	50	49	48	47
愛媛	54	50	49	48	47	愛媛	52	50	49	48	47
高知	54	50	49	48	47	高知	52	50	49	48	47
福岡	54	50	49	48	47	福岡	52	50	49	48	47
佐賀	54	50	49	48	47	佐賀	52	50	49	48	47
長崎	54	50	49	48	47	長崎	52	50	49	48	47
熊本	54	50	49	48	47	熊本	52	50	49	48	47
大分	54	50	49	48	47	大分	52	50	49	48	47
宮崎	52	50	49	48	47	宮崎	52	50	49	48	47
鹿児島	54	50	49	48	47	鹿児島	52	50	49	48	47

出典

宮崎久敬「三十七年度の学級編制基準の概況」『教育委員会月報』147号、1962年11月、pp.74-7.

「予算総額と教員・学級定数」『時事通信内外教育版』1331号、1962年3月23日、pp.2-3.

「学級・定数の概況と特色」『時事通信内外教育版』1433号、1963年3月19日、pp.2-4.

「功を奏した標準法の改正」『時事通信内外教育版』1537号、1964年3月24日、pp.2-3.

「大勢は決した 定数減の影響軽微」『時事通信内外教育版』1638号、1965年3月19日、pp.2-4.

「意外に活況 焦点は定数」『時事通信内外教育版』1743号、1966年3月29日、pp.5-6.

なお、特定学年について特別の基準を設定している場合学年を括弧内に示した。

3月30日に地方交付税法を改正して密度補正を廃止した。これによって、地方交付税交付金のうち、義務教育諸学校の教職員給与分については、事実上定員定額負担となっていた¹⁴⁾。これに対し文部省は、昭和38年度の予算編成に当たって、自治省に対し、定員実額方式を実員実額方式に改めるよう折衝を行った¹⁵⁾。

一方大蔵省は、38年度の予算案の査定にあたって、文部省に対し定員実額方式での積算を提案した¹⁶⁾。このように、第二次改善計画においては、その準備段階から、定員実額方式の導入を求める大蔵省・自治省と、実員実額負担の堅持を求める文部省との間に基本的な相違が存在していた。これらはあくまで昭和38年度予算に対する両省の立場であるが、この相違が、第二次改善計画の準備段階において、「算定方法」をめぐる基本的な争点として再び登場するのである¹⁷⁾。

(2) 義務教育標準法改正法案の立法準備

当初、文部省は、第二次改善計画を昭和39年度から実施する予定だったため、次(昭和39)年の通常国会に提出するつもりであった。だが、後述するように、①社会党が昭和37年12月24日召集の第43通常国会に独自の義務教育標準法改正案を提出したこと、②教育委員会や校長会からの要望があったこと¹⁸⁾、③次年度の教職員採用を円滑に行うためにも、国の考えを明らかにする必要が出てきたこと、④大蔵、自治両省との折衝が難航することが予想されるため、出来るだけ早いうちに政府内の意見調整をしておいたほうが教職員の長期需給計画を立てやすく、昭和39年度の新規採用に都合がいいこと、等の理由から、文部省は、廃案や継続審議になったとしても、改正案を第43通常国会へ提出しておいた方がいいと判断した。そして、昭和38年2月頃本格的に与党自民党や大蔵・自治両省と折衝を開始することになる¹⁹⁾。

このうち、自民党に対しては、3月初旬の政務調査会文教部会において、①昭和39年度から5ヵ年計画で、学級編制の標準を45人に引き下げる、②新教育課程の実施による所要定数を改定する、③教職員総数の標準の算定を職種毎に改める、④専任校長を全校へ配置するとともに事務職員、養護教諭の増員を行う、⑤充て指導主事の数を教職員定数の枠外とする、⑥都道府県の定める教職員定数が義務教育標準法による標準を上回る場合には文部大臣の承認を必要とする、等の構想を説明した上で²⁰⁾要綱を作成し、4月18日に同部会での了承を得た²¹⁾。しかし、ここに至っても大蔵省の完全な了解を得られていなかったため、翌19日の閣議

後、学級編制の標準を45人にするという点に限り、荒木萬寿夫文部大臣と田中角栄大蔵大臣の折衝が行われた。折衝の結果、改正法案を第43通常国会へ上程することを決定し、教職員総数の「算定方法」については、文部・大蔵両省の事務レベルで折衝を継続することになった²²⁾。

昭和38年度予算編成の、特に他省庁との折衝において、「算定方法」が焦点となったことについては前項で触れたが、それはほぼ平行して行われた改正法案の立法準備においても同様であった。学級編制標準の引き下げ自体については、比較的早い段階で大臣折衝が行われ、大蔵省との妥結に至った。しかしその際に、いわば「交換条件」として、「定員定額」制を提案されたことが、義務教育標準法の改正と合わせ限度政令の改正を議論の俎上にのせることになるのである。

大蔵省が「定員定額」制を求める論理は以下のようのものであった。すなわち、①従来の「実員実額」負担がすし詰め学級解消のためのものであった以上、「5ヵ年計画」の終了とともに「定員定額」制に戻すのは当然である、②昭和38年度から地方交付税が「定員定額」負担になっているにも拘らず国庫負担金のみ「実員実額」負担になっているのは筋が通らない、③現行基準は単式学級の標準は「50人以下」となっているが、実際には全国平均で、小学校39.1人、中学校44.6人と大きく下回っているため、義務教育標準法を改正して定数を改めると、実額負担を続ける限り負担額が更に増大してしまう²³⁾。これらを理由として、大蔵省は限度政令を改正して「定員定額」負担と改めることを求めたのである。

これに対し文部省は、当初、義務教育標準法以下の学級編制を行う市町村については文部大臣の認可を必要とすることで45人以下の学級編制を制限する代わりに、従来通りの実員実額負担とする妥協案(上述「構想」⑥)を提案した。しかし、大蔵省・自治省からの反対もあり認められず²⁴⁾、最終的には、義務教育標準法改正の交換条件として²⁵⁾、定員実額制の導入を受け入れることとなる。

昭和38年5月28日の閣議では、小中学校の単式学級の学級編制の上限を45人と改めることを含む義務教育標準法の改正案が決定され、同時に、「義務教育費国庫負担法の最高限度を定める政令の改正について」を決定した。この決定は、「交付団体については新たに学級基準及び定員基準を適用し、充て指導主事の現状の取扱を尊重して、負担金の最高限度を設けるものとする」²⁶⁾とし、改正義務教育標準法の施行にあ

たって、限度政令の改正を行う必要があることを確認している。ここで「充て指導主事の現状の取扱を尊重して」とあるのは、上述の「構想」の段階から含まれていた（「構想」⑤）ものだが、定員制となっても、教職員定数の枠外に国庫負担の対象となる教職員を含ませることで、不安定ながらも定員制にできるだけ弾力性を持たせようとしたものであるといえる。

こうして義務教育標準法の改正法案は、昭和38年5月30日、内閣提出法案（第175号）として第43通常国会に提出されることとなる²⁷⁾。文部省によるある種の「妥協」によって成った同改正法案は、成立後に予定された「定員実額制」の導入をめぐる予想外の「難産」となるのである。その過程を次節で見ていきたい。

B. 第43・44・45回国会における義務教育標準法の改正と限度政令の改正

(1) 第43通常国会・第44臨時国会

昭和37年12月24日に開会した第43国会においては、上述のように、当初文部省が当国会への提出を考えていなかったこともあって、野党の動向が義務教育標準法の見直しに先鞭を付けることとなった。そこでまず野党の動向を確認しておきたい。

民社党は、昭和38年3月の段階で、初（昭和38）年度に単式学級の標準を45人とし、計画が終了する昭和42年度に40人とする独自の改正案を政府・与党に要望した²⁸⁾。

民社党が政府への要望という形にとどまったのに対して、独自の改正案を国会に提出したのが社会党である。社会党は、当初から政府の改正案に反対の立場を明らかにし、昭和38年1月29日に社会党独自の改正案（衆法第3号）を国会に提出した²⁹⁾。改正案の概要は、①昭和38年度から五カ年計画で単式学級編制の基準を40人まで引き下げる、②教職員定数の基準を改めて5カ年間に12万人の教員増をはかる、というものであった。この法案は1月29日の提出後文教委員会に付託され、2月8日に提案理由説明が行われた。しかし、3月1日に質疑が行われたのみで、審議は進んでいなかった³⁰⁾。

先に社会党案が提出されている中で、7月6日の会期末まで残りわずかの5月30日に提出された政府案だが、提出直後の6月2日には、荒木文部大臣が「成立することは間違いない」と述べるなど³¹⁾、政府・与党側は成立を確実視していた。衆議院では6月7日の本会議で趣旨説明が行われ、同日文教委員会に付託された。しかし、同委員会では6月12日に提案理由説明

が行われた後、予備審査のために送付された参議院でも6月14日に趣旨説明が行われ、同日文教委員会に予備付託された³²⁾ものの、審議は進展しなかった。

会期末が迫る中、舞台裏では自民党と社会党の協議が行われていた。当初社会党は、社会党案の、「一学級児童・生徒数を40人とする」、「余剰教員の完全解消をはかる」に近づけることを求めていたが、国会が大詰めに迫ると、義務教育標準法の改正案だけは何とか通そうとの作戦に変わる。そこで同党は、①自民党案の文部省の勧告権³³⁾は削除する、②文教委員会において、文部大臣が政令で定める経過措置で教員の首切りを起ささないよう配慮するとの答弁を行う、との条件を出した。会期末直前の両党の折衝でも、社会党が義務教育標準法の改正案に強くこだわり、同法案を継続審議にするよう提案したのに対し、自民党からは、同時に提出されていた教科書無償措置法案を継続審議にすれば、義務教育標準法も継続審議とするとの条件が提示された。しかし、教科書無償措置法案に対する社会党の要求が政府自民党にとってのめるものではなかったため、最終的には7月6日の国会閉会とともに廃案となった³⁴⁾。

第43通常国会で廃案となった義務教育標準法改正案の扱いについて、荒木文部大臣は閉会直後の記者会見でこそ、「通常国会で審議すべきもので、次期臨時国会に提出すべきものではあるまい」³⁵⁾として再提出に消極的な考えを明らかにしていた。しかし、7月10日に行われた講演で、臨時国会への提出をしたい旨を明らかにしたように³⁶⁾、文部省は通常国会終了直後から次期臨時国会での成立を目指していた。これに対し自民党内では、余剰教員を日教組対策として人員整理に向けるべきであるとか、社会党・日教組の反対によって廃案になった法律を忙しい臨時国会に提出する必要はない、などの考えが存在していた³⁷⁾。

昭和38年10月15日に召集された第44臨時国会には、同月17日に政府自民党案（閣法第22号）が出され、21日には社会党案（衆法第7号）が提出された。文部省はこの臨時国会への法案提出に際して、一部修正を考慮に入れるほどであったと言われるが³⁸⁾、召集から1週間余りの10月23日に解散となり、一度も審議されぬまま同法案は再び廃案となった。

(2) 第45特別国会

第44臨時国会で義務教育標準法改正法案が廃案になったことによって、文部省は、11月21日投票の第30回衆議院総選挙後の特別国会か、同年12月中に召集さ

れる予定の通常国会の早い段階で同法案を成立させる必要が出てきた。なぜなら、前節で触れたように、文部省が第43通常国会に同法の改正法案を提出した理由の一つとして、昭和39年度の新規採用者の目処をできるだけ早めにつけておく必要があったことや、改正法で算定された定数を各都道府県が条例化するためには、教職員定数が決定する2月議会までに成立させておかなければならないという事情があったからである。もしそれまでに成立しなれば、昭和39年度に2万人以上、5年後には約7万6千人が余剰となると試算されていた。義務教育費国庫負担金の実員実額制を維持したとしても、定員定額制となっている地方交付税による財源措置はなされないの、地方の負担額は全国で約80億円にも上ると見られ、大量整理（「首切り」）が避けられなくなってしまう恐れがあったのである³⁹⁾。

そもそもこの改正は、児童・生徒数の減少による余剰教員を、学級規模の適正化に振り向けようという意図があったのであり、教職員の整理を避けたいという思惑は文部省にも当然存在していた⁴⁰⁾。その点については日教組・社会党と一致していた。第43通常国会で日教組が義務教育標準法の改正案に強くこだわったのもこのためであった。

文部省は、「大量整理」を避けたいとしつつも、同法案の早期成立が求められるという状況の中で具体的な行動に出る。それが、総選挙翌日の11月22日に召集された全国人事・給与主幹課長会議において配布した「三十八年度末人事異動に関する指導資料」である⁴¹⁾。同資料は、義務教育標準法改正案が成立できなかった場合に各都道府県が行う教員整理の事務的整備に関するもので、整理については分限免職を基本とし、その際の資料として、勤務評定が大きな比重を持つことを確認したものであった⁴²⁾。

この「資料」の配布は、勤評の実施以降続く、教員に対する統制の更なる強化と位置づけることも可能である。しかしそれ以上に、社会党・日教組からの反発が当然予想されるにもかかわらず、このような文書を公表したことは、大幅な首切りを行わざるを得ない状況まで文部省が追い込まれていることを示しており、社会党・日教組にも大きな衝撃を与えた。そもそも社会党・日教組が義務教育標準法改正案に反対していた最も大きな理由は、前項でも触れた昭和38年5月28日の閣議において、「定員実額制」の導入が決定されていたからである。しかし「定員実額制」は、義務教育標準法の改正とは直接関係がなく、義務教育標準法改

正後に予定されている限度政令の改正によるものである。そのため、義務教育標準法の改正に絞った協議が、12月4日に招集された第45特別国会の期間中、院内院外で行われることになる。

自民党・文部省と社会党・日教組の非公式折衝は、第44臨時国会で衆議院が解散し、義務教育標準法改正案が再び廃案になった際にも、八木徹雄文部政務次官と社会党の山中吾郎との間で若干行われたとされるが、本格的に両者の折衝が開始されたのは、特別国会の召集から約1週間が経過した12月10日であった⁴³⁾。このように折衝の開始が遅れたのは、第45特別国会には補正予算関係法案だけを提出するという原則が閣議で確認されていたため、文部省としては同国会への提出をほぼ諦めていたが、社会党・日教組内に話し合いに応ずる気配を察知したからであったという⁴⁴⁾。この折衝において、社会党・日教組は当初、義務教育標準法改正案を第45特別国会で成立させる代わりに、同時に提出を予定されていた教科書無償措置法案を通常国会にまわすことを提案した⁴⁵⁾。しかし、12月12日夕方と同13日午前中に行われた両党の衆参両院文教委員会理事による会合の中で⁴⁶⁾、自民党が両法案の一部修正に応じたことで、社会党が二法案の抱き合わせ審議を了承し、妥結が成立した⁴⁷⁾。

この妥結の後、13日に衆議院文教委員会へ提出後直ちに可決し⁴⁸⁾、翌14日に衆議院本会議で可決⁴⁹⁾、18日に参議院本会議でも可決（法律第181号）し⁵⁰⁾、第43通常、第44臨時国会で廃案になった義務教育標準法改正法案は「急転直下」⁵¹⁾成立することになった。

最後に、衆議院文教委員会での一部修正の内容について確認しておこう。第一に、文部省原案では、文部大臣が学級編制基準または公立義務教育諸学校の教職員総数について都道府県に勧告することができる（第11条）となっていたが、この勧告を、「指導又は助言」に改めるというものである⁵²⁾。これは、第43通常国会の会期中に行われた非公式折衝の中で、社会党が求めていた「勧告権の削除」を一部実現させるものであるといえる⁵³⁾。第二に、「四十五人を適当とする定数標準法の改正に伴う国庫負担金制度については、政府は、改正法の趣旨にしたがい運用すべきである」との付帯決議をつけることである。この付帯決議は、自民党、社会党、民社党の三党の連名で上村千一郎（自民党）から提案され、異議なく可決された。しかし、この付帯決議に関しては、自民党・文部省と社会党・日教組の間で解釈に齟齬があることが早くから指摘されていた⁵⁴⁾。すなわち、昭和38年5月28日の閣議で決

定された、「定員実額制」に切り替えるための政令改正を行わないというという意味であると解釈する社会党・日教組⁵⁵⁾と、経過措置と充て指導主事の活用によって、過員の出る一部の府県で無理な整理が行われないよう配慮するという意味で、閣議決定事項である定員実額制への切り替えを取り止めるものではないとする自民党・文部省という違いである。義務教育標準法の改正以後、焦点は限度政令の改正へと移っていくが、その過程で、この付帯決議をどう解釈するかが争点となる。次項ではこの過程について検討する。

(3) 限度政令の改正と「戦後義務教育財政システム」の確立

義務教育標準法の改正法案が参議院で可決成立した12月18日に第45特別国会は閉会したが、同年12月20日には第46通常国会が召集された。この第46通常国会は、第45特別国会と「うって変わって平穏で、与野党が激突するような問題法案はひとつもな」⁵⁶⁾だったとされるが、召集当日に「予算編成方針」が閣議決定され、22日には各省の復活要求が始まるなど、年度末に向け、中央・地方の昭和39年度予算編成が大詰めを迎えつつあった。

この予算編成、特に地方レベルでのそれに影響力を発揮しようとした日教組は、12月24、25日に第65回中央委員会を開いた。全体として、第45特別国会での中央執行部の行動を妥当なものとして評価し、今後は、地方レベルでの定員闘争を重視することを確認した上で、三原大乗書記次長から次の四点が特に指摘された⁵⁷⁾。

- ① 改正法案可決に際して、中央でかちとった実員実額制をより確実なものとするため、文部省の国の基準による行政指導を排除し、実員実額国庫負担制度を基礎とした各府県での配置基準引上げによる定員増加のための戦いを強化すること。
- ② この際、実員実額制を前提とした衆院文教委附帯決議と、これに対する文相答弁⁵⁸⁾、自民党文教委員長、文部政務次官の実員実額の確約と、この確約を確認した文相答弁の具体化を徹底させる。
- ③ 退職強要等の不当人事に対しては、文部省の指導方針撤回の文相答弁をはじめ、実員実額制を基礎に不当人事阻止をたたかう。
- ④ 以上のたたかいを中心に国の基準をこえている府県は首切り阻止、定員基準突破による大幅定員増をたたかい、定数未満県は最低限、法改正による基準

までの引上げとこれを基礎とした定員増のたたかいをすすめ、すべての府県が、首切り阻止のたたかいから、学級編制基準の改善と受持ち授業時数短縮、年休、産休等の権利確保、養護教員、事務職員の完全配置などによる定員増のたたかいに発展されなければならない。

以上の四点のうち、特に傍点を付した箇所からは、前項でも確認したように、付帯決議によって実員実額制が約束された、言い換えれば、昭和38年5月28日に閣議決定された限度政令の改正が取り消された、と解釈していたと推察される。また、地方レベルの予算編成が本格化する昭和39年1月25日にも全国戦術会議を開き、定員闘争の重点の筆頭に「実員実額制を明確にし、標準法にもとづく暫定定数を突破させる」⁵⁹⁾が挙げられたことなどからも分かるように、付帯決議を根拠として運動を展開していこうとしていたことが分かる。

一方文部省は、1月下旬の全国人事給与主幹課会議において、①義務教育標準法改正は定員実額制に改めることと引き換えに大蔵省の承認を得たもので閣議了解事項となっている、②定員実額制を実施してもすし詰め解消が伴うので、実害はほとんどない、③義務教育標準法で定めた定数以上を配置するのは府県の自由であると同時に、自己負担すべきである、等の理由から、昭和39年度の教職員定数の条例化を行うよう指導した⁶⁰⁾。このような指導の背景には、前(昭和38)年12月29日に閣議決定された「昭和39年度一般会計歳入歳出概算」及び1月8日に確定した「昭和39年度一般会計予算計数」の実績があったと考えられる。これらは、定員実額で査定されたにもかかわらず、改正前の義務教育標準法で計算すれば約2万5千人の定員減となるはずのところを約4,300人ととどめ、さらに1000学級にも及ぶ特殊学級の新設や充て指導主事の活用などによって純減を2,685人に抑えていた⁶¹⁾。この実績によって文部省は、日教組・社会党が憂慮していた「大量整理」に関する批判をかわすことに成功していたからである。

さて、このような文部省の指導の結果、地方レベルの教職員定数はどのように算定されたのだろうか⁶²⁾。まず全国レベルで見ると、義務教育標準法定数55万7,085人に対して、各都道府県における予算定数の合計は55万9,185人で、その差は2,100とほぼ法定数に近い数であったということが出来る。これは、義務教育標準法定数と同数の予算定数を算定した県が

7県（岩手、宮城、茨城、石川、山口、香川、高知）、ほぼ同数（1桁差）の算定を行った県が6県（栃木、千葉、徳島、愛媛、福岡、宮崎）あったことが影響していると考えられる。

次に、社会党・日教組が反対の主たる理由としていた「大量整理」の有無について、前（昭和38）年度の予算定数との差から確認しておきたい。昭和39年度の予算定数は、上述のように55万9,185人であった。これは前年度の予算定数56万358人に比べ、1,173人の減となった。義務教育標準法改正の過程で、改正法が成立しなければ2万人以上が余剰になると試算されていたことからすると、同法の成立は、児童・生徒数の減少による余剰教員の発生を最低限に抑えたものと評価することができるだろう⁶³⁾。

一方、第46通常国会では、文部省が地方に対し定員実額での予算編成を指示したこともあって、限度政令の改正をいつ行うかが問題となった。これに対し社会党・日教組は、義務教育標準法改正の際の付帯決議を理由にこれを追及した。⁶⁴⁾しかし限度政令の改正は地方団体にとっても規定の事実であり、時間の問題と考えられていた⁶⁵⁾。義務教育標準法施行令と限度政令は、9月3日の次官会議、翌4日の閣議を経て、9月8日に政令第296号及び第297号として公布された⁶⁶⁾。こうして、その後約40年にわたって「安定」することになる「戦後義務教育財政システム」が確立されたのである。

3. おわりに

昭和38年の義務教育標準法の改正とそれに伴う第二次学級編制及び教職員定数改善計画は、その交換条件として限度政令を改正し、「定員実額制」を導入することとなった。ここでは、本稿での義務教育標準法と限度政令の改正過程の検討から抽出する戦後義務教育財政システムの歴史的意味について考察し、最後に今後の課題を述べる。

第一に、義務教育標準法の改正が第43通常国会、第44臨時国会で廃案となり、第45特別国会において付帯決議を行った上で成立するという「難産」だった点についてである。同改正法案及び定員実額制導入の閣議決定が、日教組や社会党が指摘するような「世論を無視した極めて問題の多い」⁶⁷⁾ものだったからだと解釈することも可能ではあるが、本稿で検討した昭和39年度予算編成の地方レベルの動向を踏まえれば、児童・生徒の減少期にあって教員の余剰を最小限に抑え

得る政策であったということが出来る。では、なぜこのように「難産」だったのか。その理由としては、次の二つが挙げられる。

一つ目は、当時の内閣の政治姿勢である。第43通常国会から第45特別国会までの時期は、池田勇人内閣期（在職期間昭和35年7月19日～昭和39年11月9日）にあたる。池田内閣は、「寛容と忍耐」をモットーとし、池田自身は「低姿勢」を信条としていた⁶⁸⁾。それゆえ、「池田内閣においては、確かに与野党が抜きさしならぬ対立関係に陥るといった事態は避けられるようになったものの、反面、無理押しをしない結果、法案が会期末に多数滞留し、継続審議や廃案になる例も珍しくない」⁶⁹⁾だったといわれる。

二つ目は、第43通常国会から第45特別国会まで、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案」が同時に提出されていたことである。この法案は、教科書の無償措置と引き換えに、内容についての国家統制を強めるとして社会党の反対にあっていた⁷⁰⁾。野党の強い抵抗にあう法案が複数あることによって、複数の法案間の取引が行われていたのである⁷¹⁾。

第二に、第一次・第二次改善計画の置かれていた状況の違いである。大蔵省・自治省にとって、義務教育標準法は財政基準としての性格を持っていた。第一次改善計画が「すし詰め学級の解消」という目的を持ってスタートし、それをほぼ実現させた結果、昭和38年度の予算編成では地方交付税が義務教育標準法によって算定された定員負担となり、大蔵省も義務教育費国庫負担金について定員実額方式での積算を提案した。文部省は、他省庁から「外堀を埋められる」中で、義務教育標準法の改正と第二次改善計画を実現させなければならなかったのである。その意味では、当時の初中局長が述べているように、文部省にとって定員実額制の導入は「妥協」⁷²⁾としての側面はあったが、佐藤三樹太郎が「国の財政負担にも早晚限界がくること必至である」⁷³⁾と「予言」していたように、義務教育費国庫負担金の「実員実額」制が「定員実額」制となるのは必然的なことであったと考えられる。ゆえに佐藤は述べる。

これまで実支出負担を行ってきたのに、なぜ今回このように政令を改めることとしたかという疑問があるであろうが、これは標準法の改正を契機とするものである。すなわち、改正前の旧標準法は、地方財政がなお不安定な状況のもとにいわゆる「すし詰め学級」の解消を目的として制定されたもので、その標準も、当時

の児童生徒の増加傾向および学校施設の状況等からして、必ずしも満足すべきものではなかった。したがって、この標準を上回った府県があっても、この府県に対する負担金に抑制を加えることは適当でないと考えられてきた。ところが、改正標準法は、わが国の現状では一応満足すべき内容であり、一方、学級編制の実態や教職員の定数も著しく改善してきたし、引き続き今後も改善される方向にある。このような事実を前提として考える場合、この標準を上回った府県の負担金に抑制を加えるとしても、あながち不当な措置であるということとはできないはずである⁷⁴⁾。

義務教育標準法は、立法された段階（第一次改善計画）と第二次改善計画以降とでは、その位置づけと運用を異にしている。そのメルクマールとなったのが昭和38年の義務教育標準法改正と翌年の限度政令改正による「定員実額制」の導入だったのである。

最後に今後の研究上の課題について述べる。本稿が注目した昭和38年の義務教育標準法改正と翌年の限度政令の改正による「定員実額制」は、その後40年にわたって「安定」し、平成16年の「総額裁量制」の導入によって廃止された。この「定員実額制」がなぜ「安定」しえたのかについて明らかにすることが今後の課題である。その際には、この制度が地方によってどのように受容され、どのように運用され、どのような効果を持ったのかについて明らかにすることが必要になる。そのことによって、総体としての戦後日本の義務教育財政システムが果たしてきた役割についての評価を可能にし、同時に近年の改革を評価する基礎としても位置づけることができると考えられる。

(指導教員 大桃敏行教授)

註

- 1) 本稿でいう「教育財政」とは、一般財政学上の定義に基づくものではなく、市川(1978)のいう「教育の財政的側面」という程度の意味である(植竹 2008)。
- 2) このような研究の視角については、伊藤(2006)を参照。
- 3) 本稿では、法制度ないしその運用に変更がなされない事を指す。
- 4) 市川・林(1972) p.450。(林執筆部分)
- 5) 荻谷(2009) pp.142-6.
- 6) 相澤(1960) p.403.
- 7) 佐藤(1954) p.78.
- 8) 安嶋(1963) p.16.
- 9) 「編制縮小と教員の充足 文部省第二次すしづめ解消計画に着手」『時事通信 内外教育版』第1332号, 1962年3月27日, p.11.
- 10) 上掲, 『時事通信 内外教育版』第1332号, p.11.
- 11) 『朝日新聞』1962年5月30日付朝刊, p.10.
- 12) 「重大化するか、児童・生徒減 日教組の定員闘争と文部省の見解」『時事通信 内外教育版』第1389号, 1962年10月12日, p.7.
- 13) 同上, p.6.
- 14) 自治省財政局編(1969) pp.107-9, 「四千五百人が対象から除外 文部省, 交付税減額の影響を調査」『時事通信 内外教育版』第1439号, 1963年4月9日, p.7.
- 15) 「すしづめ解消のビジョン 学級編制・教員定数問題の周辺」『時事通信 内外教育版』第1418号, 1963年12月5日, p.3.
- 16) 上掲, 『時事通信 内外教育版』第1418号, p.6. 須川(1963) p.117.
- 17) 「標準法, 今国会上程強まる 文部省, 大蔵・自治両省と本格的折衝」『時事通信 内外教育版』第1425号, 1963年2月19日, p.9.
- 18) 1963年2月1日には、全日本中学校長会が、単式学級編制基準を5年計画で45人とすることや教員の増員を求める陳情書をまとめ、関係方面に陳情した(「高校と同等の条件で教員増 全日本中学校長会の標準法改正に関する陳情書」『時事通信 内外教育版』第1426号, 1963年2月22日, p.21.)。同7日には、都道府県教育委員長・教育長両協議会が臨時総会を開き、全国中学校長会とほぼ同じ内容の要望を決定し、文部、大蔵両省に陳情した(「学級編制, 施設整備の改善 都道府県教育委員長・教育長両協議会臨時総会で要望」『時事通信 内外教育版』第1425号, 1963年2月19日, p.15. 「学級の生徒数減らせ」『朝日新聞』1963年2月8日付朝刊, p.1.)。
- 19) 上掲, 『時事通信 内外教育版』第1425号, p.9. 「吸い上げ, 臨時募集, 退職勧告 教員定数, 文部省方針と各地の動き」『時事通信 内外教育版』第1429号, 1963年3月5日, p.13. 「学級規模を縮小し余る先生吸収 39年度から5年計画」『朝日新聞』1963年2月6日付朝刊, p.12.
- 20) 「1クラスを45人に 文部省 自民党に構想説明」『朝日新聞』1963年3月6日付朝刊, p.1. 「改正の焦点, 定員定額制 大蔵省の見解, 結局は妥協か」『時事通信 内外教育』第1444号, 1963年4月26日, p.8.
- 21) 「1クラス45人に 文部, 大蔵両相が折衝」『朝日新聞』1963年4月19日付朝刊, p.15.
- 22) 上掲『朝日新聞』1963年4月19日付朝刊, p.15. 「国会へ提出 決る」『朝日新聞』1963年4月19日付夕刊, p.1. 上掲『時事通信 内外教育』第1444号, p.8.
- 23) 上掲『時事通信 内外教育』第1444号, p.8.
- 24) 上掲『時事通信 内外教育』第1444号, p.8.
- 25) 他にも、文部省が同時に提出しようとしていた義務教育諸学校施設費国庫負担法の改正法案が大蔵省の反対で提出を見送られている(「社説 『標準法』の国会論議に望む」『朝日新聞』1963年5月30日付朝刊, p.2)。
- 26) 「義務教育費国庫負担法の最高限度を定める政令の改正について」(内閣総理大臣官房総務課, 昭和38年5月28日〈国立公文書館所蔵〉)
- 27) 全文は、『教育委員会月報』第156号, 1963年8月, pp.48-52. 「一学級45人編制, “定員実額”で」『時事通信 内外教育版』第1455号, 1963年6月4日, pp.13-5.
- 28) 「標準法改正で要望 民社党の正式態度」『時事通信 内外教育版』第1432号, 1963年3月15日, pp.23-4.
- 29) 「社党標準法の改正案提出へ」『朝日新聞』1963年2月8日付朝

- 刊, p.1.
- 30) 審議については、『第43回国会衆議院文教委員会会議録』第2、7号を参照。
- 31) 「日教組の反対分らぬ 標準法で荒木文相語る」『朝日新聞』1963年6月2日付夕刊, p.10.
- 32) 審議については、『第43回国会衆議院本会議会議録』第31号、『第43回国会衆議院文教委員会会議録』第24号、『第43回国会参議院本会議会議録』第25号を参照。
- 33) 同法案の第1条には、「第十一条を次のように改める」として、以下のような記述があった。
「第十一条(報告及び勧告) 文部大臣は公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ自治大臣に通知して、勧告をすることができる」
- 34) 「流れた文教三法案のゆくえ」『時事通信 内外教育版』第1468号, 1963年7月19日, pp.2-3.
- 35) 上掲『時事通信 内外教育版』第1468号, p.3.
- 36) 「文教三法案を再提案 荒木文相語る」『朝日新聞』1963年7月11日付朝刊, p.2.
- 37) 上掲『時事通信 内外教育版』第1468号, p.5.
- 38) 「行政上の支障は少ない」『時事通信 内外教育版』第1497号, 1963年10月29日, p.11.
- 39) 「第四十三国会において審議未了となった文教関係法案とくに教科書法案, 標準法案およびILO関係法案等について」『教育委員会月報』第157号, 1963年9月, pp.155-6, 上掲『時事通信 内外教育版』第1497号, p.11.
- 40) 例えば, 佐藤(1963) pp.42-3.
- 41) 「標準法改正遅れれば教員二万四千人余る」『朝日新聞』1963年12月8日付朝刊, p.1. 『1965年版 日本教育年鑑』p.93.
- 42) また, この「資料」の中で、「その職に必要な適格性を欠く場合」として、「職に適しない色彩ないし, しみの付着している場合」との記述があったことをめぐって, 文部省と日教組の間に、「色彩, しみ論争」が起こった(上掲, 『1965年版 日本教育年鑑』p.93, 日本教職員組合編(1967) p.867)。
- 43) 「飛躍へ, 施策着々すすむ」『時事通信 内外教育版』第1514号, 1963年12月27日, p.3.
- 44) 上掲, 『時事通信 内外教育版』第1514号, p.3. 「教育二法案, 特別国会で成立」『時事通信 内外教育版』第1512号, 1963年12月20日, p.10.
- 45) 上掲, 『時事通信 内外教育版』第1514号, p.4.
- 46) 山中吾郎(社会党)によれば, この会合に出席していたのは, 自民党から稲葉修(自民党文教部長), 長谷川峻(衆議院文教委員会理事), 上村千一郎(同), 八木徹雄(政務次官), 北畠教真(参議院文教委員会理事), 社会党から豊瀬禎一(社会党文教部長, 参議院文教委員会理事), 山中の7人であったという(『第46回国会衆議院文教委員会会議録』第36号, 1964年9月30日, p.2)。
- 47) 「文教二法案 今国会成立で一致」『朝日新聞』1963年12月13日付夕刊, p.1, 上掲『1965年版 日本教育年鑑』p.93.
- 48) 審議については、『第45回国会衆議院文教委員会会議録』第2号を参照。
- 49) 審議については、『第45回国会衆議院会議録』第8号(その1)を参照。
- 50) 審議については、『第45回国会参議院会議録』第5号を参照。
- 51) 福田(1964) p.36.
- 52) この修正案は, 久野忠治委員長(自民党)によって提出された。『第45回国会衆議院文教委員会会議録』第2号, p.8.
- 53) 「流れた文教三法案のゆくえ」『時事通信 内外教育版』第1468号, 1963年7月19日, pp.2-3.
- 54) 上掲, 『時事通信 内外教育版』第1512号, 第1514号, 「標準法の経過措置, 負担区分」『時事通信 内外教育版』第1513号, 1963年12月24日, p.9.
- 55) 例えば, 日本教職員組合編(1967)の時点でも, この付帯決議について「実質的には政令をださないように指導することが確認された」(p.867, 傍点引用者)としている。
- 56) 上掲, 『1965年版 日本教育年鑑』p.291.
- 57) 日本教職員組合編(1967) pp.868-9. 傍点引用者。
- 58) 付帯決議に対しては, 灘尾弘吉文部大臣から以下のような答弁があった。「本標準法並びに附帯決議の趣旨に沿って各都道府県に適切な指導を行ない, その上に立って各都道府県が決定した定数をできるだけ尊重するよう努力いたします」(『第45回国会衆議院文教委員会会議録』第2号, p.8.)
- 59) 日本教職員組合(1967) p.869.
- 60) 「定員実額で条例化を指導」『時事通信 内外教育版』第1523号, 1964年2月4日, p.9.
- 61) 「18.2%の伸び, 大きく飛躍」『時事通信 内外教育版』第1517号, 1964年1月14日, p.2.
- 62) ここでの記述は「功を奏した標準法改正」『時事通信 内外教育版』第1537号, 1964年3月24日, pp.2-8に依った。
- 63) ただし, 13道県(北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 福島, 茨城, 群馬, 新潟, 神奈川, 奈良, 高知, 鹿児島)では合計で約3,000人の増員となっているように, 各都道府県の児童・生徒の増減状況によりばらつきがある。
- 64) 論議については、『第46回国会参議院文教委員会会議録』第3号, 1964年2月4日。を参照。政令改正以後の論議については『第46回国会衆議院文教委員会会議録』第36号, 1964年9月30日, 『第46回国会参議院文教委員会会議録』閉第4号, 1964年9月30日, 同開第6号, 1964年11月7日。を参照。
- 65) 「波乱よぶ? “定員実額制”」『時事通信 内外教育版』第1587号, 1964年9月15日, pp.4-5.
- 66) 「義務教育費国庫負担法第2条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部を改正する政令(請議)」『義務教育費国庫負担法(制定・改正)自昭28年1月至昭39年8月(文部省記録第S63-1冊)』(国立公文書館所蔵)。全文と文部省の担当係官による解説として, 西崎(1964abc)及び佐藤(1964)がある。
- 67) 田中(1964) p.72.
- 68) 中村(1995) pp.159-60.
- 69) 白鳥監修(1979) p.185(伊藤1981 p.18より重引)。
- 70) 『1964年版 日本教育年鑑』p.313.
- 71) 「流れた文教三法案のゆくえ」『時事通信 内外教育版』第1468号, 1963年7月19日, pp.2-3等。

- 72) 福田 (1964) p.36.
73) 佐藤 (1954) p.78.
74) 佐藤 (1964) pp.48-9.

引用文献

- 相澤英之 (1960) 『教育費』大蔵財務協会.
福田繁 (1964) 「定数法の改正をめぐって」『教育委員会月報』第161号, 1月, pp.34-6.
市川昭午・林健久 (1972) 『教育財政』(海後宗臣監修「戦後日本の教育改革」4) 東京大学出版会.
市川昭午 (1978) 「教育財政研究の展開」市川昭午・皇兎之・高倉翔編『教育経済と教育財政学』(講座教育行政5) 協同出版, pp.14-50.
伊藤大一 (1981) 「第58代 第一次池田内閣」林茂・辻清明編『日本内閣史録』6, 第一法規, pp.1-33.
伊藤正次 (2006) 「『新しい制度史』と日本の政治行政研究」『法学会雑誌』第47巻第1号, pp.1-20.
自治省財政局編 (1969) 『地方交付税制度沿革史』地方財務協会.
荻谷剛彦 (2009) 『教育と平等』中央公論新社.
中村隆英 (1995) 「池田勇人」渡邊昭夫編『戦後日本の宰相たち』中央公論社, pp.149-74.
日本教職員組合編 (1967) 『日教組20年史』労働旬報社.
西崎清久 (1964a) 「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正および義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正について」『教育委員会月報』第171号, 11月, pp.30-46.
西崎清久 (1964b) 「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正について」『学校経営』第9巻第11号, 11月, pp.32-7.
西崎清久 (1964c) 「義務教育費国庫負担法第二条但書の規定に基き教職員給与費等の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正について」『学校経営』第9巻第12号, 12月, pp.35-7.
佐藤三樹太郎 (1954) 「義務教育費国庫負担金と地方財政」『文部時報』第920号, 4月, pp.76-80.
佐藤三樹太郎 (1963) 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正法案について」『教育委員会月報』第156号, 8月, pp.42-8.
佐藤三樹太郎 (1964) 「義務教育費国庫負担金の負担方法の改正について」『文部時報』第1048号, 12月, pp.47-52.
白鳥令監修 (1979) 『激動の日本政治史』阿坂書房.
須川清 (1963) 「重大化する教員整理」『現代教育科学』第59号, 3月, 明治図書, pp.114-8.
田中圭吾 (1964) 「限度政令の問題点と今後の定員闘争」『教育評論』11月号, 労働旬報社, pp.72-5.
植竹丘 (2008) 「『教育財政学』成立への遠い道のり」『教育行政学論叢』第27号, 東京大学大学院教育学研究科, pp.41-51.
安嶋彌 (1963) 「昭和三十八年度の文教予算について」『学校経営』第8巻3号, 3月, pp.16-21.